

2023年
(令和5年)

最高裁判所広報誌

第八十八号

司

法

の

窓

特別企画

すゑひろがりずの裁判員裁判体験レポート

15のいす

グローバル化と司法

最高裁判所判事 長嶺安政 1



特別企画

すゑひろがりずの
裁判員裁判体験レポート 2



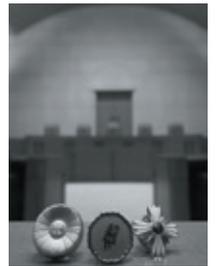
トピックス1

裁判手続のデジタル化 10



トピックス2

広報企画「法曹という仕事」 14



トピックス3

国際知財司法シンポジウム 2022 16



裁判所めぐり

奈良地方・家庭裁判所 17



裁判所めぐり

各地の裁判所の取組 18

海外司法スケッチ

外国の国民の司法参加制度 20



【表紙写真】 横浜地方・簡易裁判所

第88号

2023年5月発行

司法の窓は、裁判所ウェブサイトでも
ご覧いただくことができます。



15のいす

—グローバル化と司法—

最高裁判所判事

長 嶺 安 政



国際化という言葉は、昨今あまり耳にしなくなりましたが、これに比してグローバル化という言葉が頻繁に使われるようになった。この二つの言葉の違いはさておき、グローバル化を国内事項における国際性の増大という面で捉えると、司法においても色々な形で国際性が顔をのぞかせていることは、今日に始まったことでもない。司法に

持ち込まれる事件には、国際性を内包しているものが多い。例えば、当事者が外国人、外国法人である事件は、日常化しており、適用すべき国内法の中にも、国境を越えた国際協力の必要性から制定されたものも少なくない。当事者の主張には、外国における類似の法的課題への対応振り、国際法の規律などを根拠に主張を展開するものが多くみられる。

従って、日本の司法として、外国法やその実施振り、更には、国際社会における規律の在り方やその実行の状況を不断に注視していく必要性が増しているのではないと思われる。

ところで、司法という制度は、それぞれの国の社会秩序の成り立ちに直接関わる根幹の制度であり、グローバル化が進んだからと言って、各国の司法の機能そのものが変質するものではない。一方、これまでも社会環境の

変化に対応して改革を進めてきた司法であればこそ、グローバル化の進展を新たな機会と捉えて、その中での法的課題に取り組み、事件の解決に当たり普遍性を備えた対応を示していくことが希求されるであろう。

更に進んでグローバル化を国際的な相互作用の増加という面から捉えれば、日本の司法制度が積み上げてきた経験、知見の中

には、他国において参考になるものが多々あることにも注目したい。

昨年、百年の歴史を刻んだ我が国の調停制度は一つの例として挙げられる。グローバル化への対応においては、国の外で起きていることを我が国に取り入れるだけではなく、他国に先駆けて問題に直面した我が国がどのように答えを出したのかを外国に紹介し、様々な交流を通じて、世界レベルでの司法の充実や法の支配の深化に

寄与することを視野に入れることもできると思う。

日本の司法が課題として取り組んでいるIT化は、まさに、外国においても等しく取り組まれている課題であり、時代に即した、充実した司法の確立のためには外国との間でもオープンな姿勢で相互に経験を分かち合うことが大事になっていくであろう。将来的にはオンラインでつながれた外国司法との交流が一層進展することも期待したい。

(ながみね・やすまさ)



裁判員になったつもりで

評 議

というものを体験してみました。

～ 裁判員裁判体験レポート ～



今回は、お笑い芸人の「**すゑひろがりず**」のお二人に、**横浜地方裁判所**で、裁判員裁判の体験していただいた様子を報告するニャ！

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で実施しました。



裁判員制度広報キャラクター
さいニャン



三島達矢さん

南條庄助さん

— ゲスト紹介 —

日本の伝統芸能「狂言」を芸風に取り入れた漫才でおなじみの人気お笑いコンビ。2019年「M-1 グランプリ 2019」決勝進出、2022年「第7回上方漫才協会大賞」大賞受賞など、近年目覚ましい活躍をしているお二人です。

裁 判員制度 とは・・・

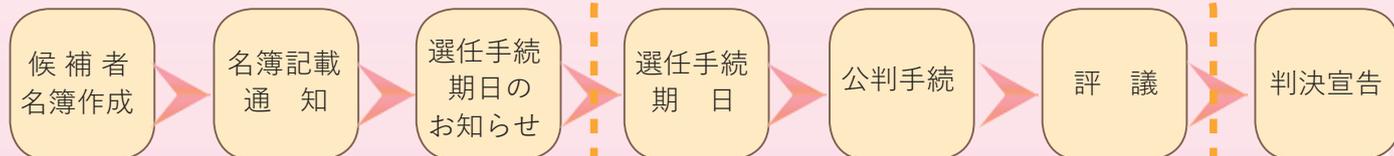
裁判員制度は、国民の皆さんに、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告します。

令和5年から

18歳、19歳

も裁判員に選ばれるようになりました！！

< 裁判手続の流れ >



すゑひろがりずのお二人には手続の一部を体験してもらうニャ
横浜地裁の皆さん、案内よろしくニャ

今回案内するのは・・・

横浜地方裁判所の
こちらの職員です！



鈴木裁判長



北川裁判官



三上書記官



太田書記官

選任手続をのぞいてみよう！



今回は **架空の事案** の
手続に参加してもらうニャ



まずは、**裁判員等選任手続** からご案内します。

最初に職員から、裁判員の皆さんが担当する事件の概要
や日程等を説明します。

被告人

横浜未来 (よこはま みらい)



罪名

現住建造物等放火

事件の内容

令和4年1月某日 午後10時頃、
被告人は、横浜市内のアパートの
壁に何らかの方法で火を放ち、そ
の建物の壁の一部を焼損したとし
て起訴されているもの。



1 質問票の記入

職員の説明を聞いて、候補者は
質問票 (当日用) を記入します。



質問票 (当日用)

問1 全ての日程に
参加できるか。

問2 事件の被告人
と関係があるか。

こんなことを
聞いてるニャ



2 裁判長からの質問



候補者全員に、質問票の記入に間違いがないか、などを
質問します。
裁判官と直接話すことを希望される候補者には、この後、
別室で個別に質問を行います。

育児や家事のため終了時間を気にされている方が
多いので、公判や評議は午後5時までに終わるよう
に配慮しています。

3 個別質問



この日は動画の撮影が
入っているんですが・・・

午後5時に終わるなら、動画の撮影
とも調整できますね！



4 裁判員等選任くじ

個別質問が終わり、辞退希望が
認められた候補者を除いたら、
裁判員と補充裁判員をくじで
選びます。

くじで当選した番号を読み上げます。
裁判員は、11番、14番・・・



PON !!

選ばれましたあ～!!

公判手続をのぞいてみよう！



「見て聞いて分かる裁判」

をお二人にも体験してもらおうニャ！！

裁判員に選ばれると、実際に法廷で被告人や証人の話を聞いたり、証拠物を見るなど、審理に参加してもらいます。直接、被告人や証人に、気になることを質問することもできます。また、法廷では、かみくだいた言葉を使って説明するなど法律知識がなくても理解できるよう様々な工夫をしています。



法廷って少し緊張しますね。

証人の話を聞いてみよう！



本件では、証人は、犯人の犯行を目撃したと証言しています。その目撃場所を示してもらいましょう。

今回は、三上書記官に書画カメラの操作をお願いしたニャ



証言台のタブレットに地図を表示します。



証人が犯人を目撃した場所に○を付けます。



現場見取図

目撃者のアパート

裁判員席にあるモニターで見ることができます。



この場所から目撃したんだ・・・

証人に質問してみよう！

実際に質問してもらったニャ



証人に質問です。犯人の顔を見ましたか？

いいえ、顔は見えていません。

いい質問ですね！



裁判官がいい質問ですねとか言ってくれるんですね！びっくりしました！



本当にそう思ってます！実際の裁判でも我々がハッとするような質問がされることは多いですし、いろんな感覚をもっている国民の皆さんの視点というのは、目からウロコが落ちる思いです。



評議を体験してみよう！

ここまでで、いかがでしたか。裁判员やれそうですか？

僕は本当に**情に流されるタイプ**で、やっていませんと言われて、被告人の顔を見たときに、正しい判断ができるか不安ではあります。



僕も**グラグラ**しちゃいますね。やっていると思ったり、やっていないと思ったり。話し合いのなかで主張を押し通した方が正解のように感じてしまうかもしれません。



不安はあると思いますが、一人で決めるわけではなくて、**みんなで議論して結論を出すので、大丈夫です**。また、それぞれの発言を聞いて、なるほど、と思うのは、**事件をきちんと考えているということ**。決して**悪いことではありません**。実際、ブレながら心証を形成していくというのは裁判官もやっていることです。



では、これから**評議**をしていきましょう！



今回は、こちらの**架空の事案**をもとに議論してもらおうニャ

罪名 現住建造物等放火

事件の内容 令和4年1月某日午後10時頃、被告人は、横浜市内のアパートの壁に何らかの方法で火を放ち、その建物の壁の一部を焼損した。

被告人（横浜未来さん）の主張

私は、**やっていません**。
事件があった日は、近くの飲み屋で一人でお酒を飲んだ帰りでした。
家を出る前に、ファンヒーターに灯油を補充しました。ズボンに少し灯油が付きましたが、人に会う予定もなかったので着替えませんでした。



目撃者の証言

私は被害のあったアパートの住人です。
事件の日の午後10時、家に帰ったら、犯人がアパートに火をつけるのを見て、通報しました。
私がいた場所と犯人がいた場所との距離は、**10mくらい**でした。
犯人の身長、体格、髪型は、被告人と同じくらいです。犯人は、**黒色のダウンジャケット、濃紺の長ズボン、黒っぽい靴**を履いていました。



警察官の証言

私は通報を受けて、事件現場に駆け付けた警察官です。
事件の日の午後10時15分頃、現場から**500mくらい離れた路上**で被告人を発見し、職務質問をしました。
被告人は、**黒色のダウンジャケット、濃紺の長ズボン、青色の靴**を履いており、ズボンからは灯油のにおいがしました。被告人の所持品には**ライター**がありました。タバコを吸うためだと言っていたのですが、**タバコは持っていません**でした。



本件の争点は、**被告人が犯人かどうか**。



それでは、評議を始めます！

裁判员裁判は裁判官と国民と一緒に議論して結論を出すことに意味があります。
皆さん、自由にどんどん発言してくださいね！

裁判员経験者
内藤さん

補充裁判员経験者
氏家さん

ここからは、
裁判员等経験者のお二人にも参加
いただいたニャ！



まず評議をどのように進めるのか、私がいつも話しているルールを一部ご紹介します。

- 1 疑わしきは被告人の利益に！ ～グレーは「潔白」と同じ扱い
- 2 乗り降り自由！ ～バスの乗り降りのように、途中で自由に結論を乗り換えてOK
- 3 空気を読まないで！ ～周りに流されず自分の意見でOK などが 있습니다。



見るべきポイントは、**目撃者と警察官の証言が信用できるか**、という点です。
被告人は、犯人といえるかどうか話し合ってみましょう。三島さんは、どう思いますか。

はっきり言うと、**やってないんじゃないかって**思います。
被告人が着ていたのは、「**もこもこ綿入り羽織**」でしたっけ。
火がうつりそうだし、人気で、着ている人が多いから、それで犯人とするのはちょっと。



ダウンジャケットでしょ。証人そんなこと言ってない（笑）。



あれ？ 言ってなかったか。



本来、評議中にツッコミは禁止ですよ（笑）。
非常に面白い意見ですね。南條さんはいかがですか。

警察官は**被告人が「青色の靴」**を履いていたと言っているのに、**目撃者は「黒っぽい靴」**と言っているのが気になりますね。



それに、**火付け**と言ったら、**江戸時代では極刑**になりますからね。



（笑）時代は令和ですからね、法定刑の範囲内で決めますけどね。
氏家さんと内藤さんにも意見を聞いてみましょうか。



靴の色が違うという点は、午後 10 時という目撃時間と、10m という距離は近くはないと思うので、見間違いということもあるかと思ひます。
目撃者の証言の信用性は高そうですが、**ライターを持っていたことや灯油のにおいだけで有罪にするのは、慎重に考えたほうが良いのではないかと**も思っています。



僕は、被告人が、たばこを吸っているのに**たばこを持っていなかった**ということが気になります。偏見かもしれないですけど、**僕の周りの人で**、たばこを吸っている人は、いつもたばこは持っているんですね。

靴の色は、どんな青色かにもよりますが、時間帯によっては、黒に見えることもあるかなとは思いますが。ただ、火が上がっていることを考えると、鮮明に見えていたのかもしれませんが…。



なるほど。皆さん、これまでの意見に対して、反論等がありますか。

夜に「青いネコ型ロボット」を見て、**黒っぽい**と言いますか。

警察官が青色とはっきり言っているなら、明らかに青色が目立ったんじゃないかな。



うーん、夜でもネコ型ロボットは、**黒っぽい**とは言わないかもしれないですね。



それも一理ありますね。私は、目撃者の証言と警察官のいう特徴が、靴のことを除いて大体一致しており、共通する点があるということは被告人が犯人であるといえる一つのポイントになるかなという印象を持ちました。証言の一つ一つをみていくと、疑問が生まれるのは、皆さんがおっしゃるとおりですね。

私の話をしますと、司法修習の**授業中に、突然教室の前から入ってきて、後ろの出口へ走り去っていった人がいたんです**。教官が、今の人にはどんな服を着ていましたかと聞いたら、みんなバラバラの意見でした。結局、初めて見る人に対しての目撃者の記憶って、あいまいなんですよ。逆に、知っている人だとしたら離れていても分かることがあります。初対面かどうかで目撃証言の信用性はけっこう違いがありますね。



時間が経つにつれて記憶があいまいになるというのは経験上も感じることで、心理学かなにかの授業で**時間が経ってからの証言は、犯人のイメージが混ざり、実際とは異なることもある**と聞いたことがあります。目撃した時にメモを取っていたのであれば信用性は高いと思いますが…。



ここで、評決をとりましょうか。

今回はどうする？

評決の結果、
無罪となりました。



ここでは紹介しきれないくらい、話し合いは盛り上がっていたニャ
あなただったらどこに着目するかニャ??



Q&A 裁判官になんでも聞いてみよう！



Q1 裁判員を経験した感想を SNS に書き込んでも良いですか？

公判手続は公開しておりますから、裁判が終わった後であれば、裁判員を経験した感想を SNS に書き込んでも良いですよ。ただ、評議は非公開で行っており、自由な意見交換ができるよう、関係者のプライバシーを保護する守秘義務がありますから、評議の内容は秘密にしないではいけません。また、評議以外であっても、裁判員として参加したことにより知ったこと（裁判員や被害者の名前などプライバシーに関わること）も秘密にしないといけません。

Q2 裁判員の服装に決まりはありますか？ 鼓は法廷に持ち込みできますか？

服装に指定はないので、普段どおりで結構ですよ！
もちろん「はかま」でも大丈夫です。
ただ、傍聴席には被害者や遺族の方もお見えになりますので、
そういった方々の心情にも配慮した服装が望ましいですね。
…鼓は控室に置いておきましょう！

「はかま」はどうですか？



木づちは、日本の法廷では使っていないんですよ。

鼓、木づちみたいに鳴らすの
だめですかね？
鼓、採用しましょうよ。



Q3 裁判員が審理する事件としない事件はどう違うんですか？

法定刑の重さによって、裁判員裁判の対象事件かどうかが違ってきます。裁判員裁判の対象事件となるのは、法定刑がより重い犯罪であり、例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪などがあります。

ニュースになるような事件は、裁判員裁判になることが多いですね。



Q4 高校生は裁判員に呼ばれないですよね？

令和5年から裁判員になれる資格が変わり、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれるようになります。

高校生の方が裁判員に選ばれる可能性もあるんですよ。

さすがに高校生は…
と思ってました。



これから裁判员になる方々へ・・・



令和5年から **18歳、19歳** も選ばれる裁判员裁判！ やってみてどうだったかニャ？

裁判员等経験者の感想

裁判员を経験して、被告人にもそれぞれの家族関係や友人関係というバックグラウンドがあるということに気がきました。裁判员を経験するまでは、犯罪は人ごとのように感じていましたが、自分が生きている社会の在り方について考えるきっかけになりました。 (22歳・大学生・内藤さん)



あまり人生経験があるという自信はない状態で裁判员になることに最初は不安がありましたが、協議に参加できたことや裁判员としての経験を、自分がこの先どういかしていくのかということを考えてときに、早い段階で裁判员を経験することができてよかったと思います。 (23歳・大学院生・氏家さん)

すゑひろがりずのお二人からのメッセージ

裁判官って、もっと冷徹な、感情のない人だと思っていたらただのおっちゃん(笑)で、とっても話しやすかったです。最初は、裁判所には入るのも怖くて、裁判员に選ばれるのは面倒くさいな、というイメージでしたが、今では、裁判所からの通知が届いてほしいくらいに思っています！
届いた人はラッキーだと思って参加してほしいです。 (すゑひろがりず・三島さん)



評議の話し合いは、もっと会議感の強いものを想像していましたが、ざっくばらんな普通の会話だったのが意外でした。
体験できて、楽しかったですし、これは良い経験になるなと感じました！
裁判员は難しいというイメージを持ちすぎず、裁判所から通知が届いた方はぜひ参加してみてください。本当に裁判所のイメージが変わります！
(すゑひろがりず・南條さん)

すゑひろがりずのお二人、裁判员等経験者のお二人、ありがとうございました！！

裁判所から通知が届いた方は、裁判员制度にぜひご協力ください！

18歳、19歳
のみんなも
よろしくニャ



裁判员制度について、もっと詳しくお知りになりたい方は
裁判员制度ウェブサイトをご覧ください。

裁判员制度



裁判员制度ウェブサイト



チラシはこちら

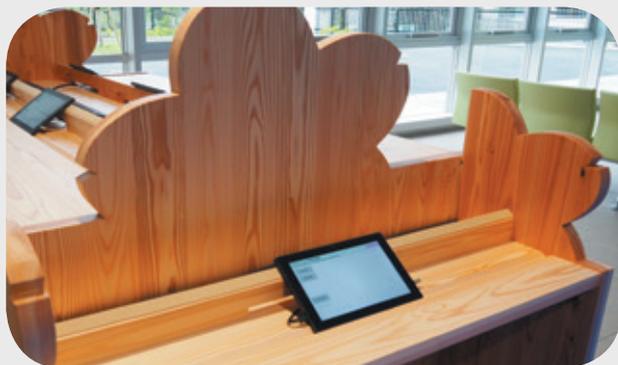
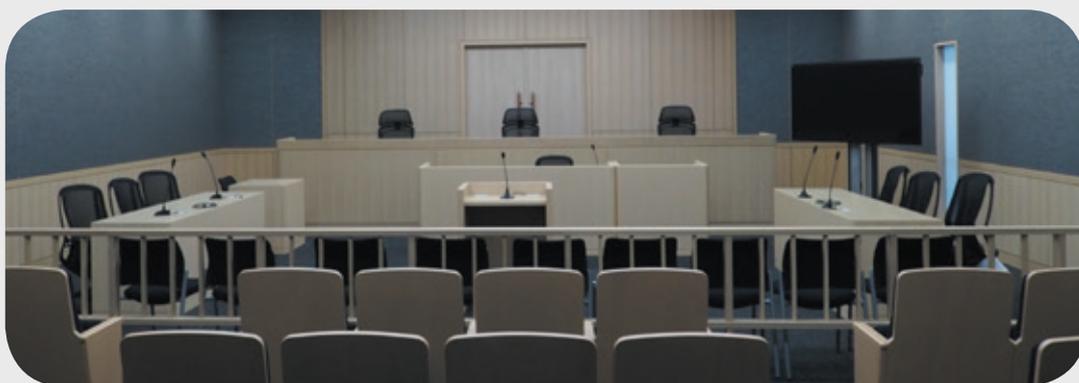


裁判手続のデジタル化 **の姿**

裁判とデジタルの組合せは、意外に思われるかもしれませんが、デジタル技術を活用することで、裁判の手続が今よりも利用しやすくなることが期待されます。



ここでは **この先の裁判所の姿** について紹介します！



裁判手続のデジタル化により、

アクセスのしやすさ と

現在、裁判所の手続を利用するには、**こんなこと** が必要ですが・・・

① 書類の作成



② 書類の提出



③ 記録等は紙保存



④ 口頭弁論には出頭



⑤ 調停にも出頭



これからは、**こんなこと** ができるようになります！！

- ・ 訴状等を、**オンライン** で裁判所へ提出
- ・ 口頭弁論等の手続に、**ウェブ会議** で参加
- ・ 記録は **電子データ** となり、オンラインで閲覧



裁判所に足を運ばなくても、訴訟提起から完結までの手続を利用することも可能になります！



利便性の向上 を実現します！



現在は、主に民事訴訟事件の分野を中心に、デジタル化を進めています。

今回は、**民事訴訟手続のデジタル化** について紹介します。

令和2年
(2020年)

令和4年
(2022年)

フェーズ1

ウェブ会議による争点整理手続 (※1)

当事者(弁護士)は、ウェブ会議を利用して裁判所や相手方と協議を行う運用が始まりました。



ウェブ会議は、裁判官や相手方の表情を見ながら協議できるので、より安心して手続を進められます。

法改正

民事訴訟手続のデジタル化のための法律 (民事訴訟法等の一部を改正する法律) が成立

Point 01

デジタル化はいつから始まるの？

既にデジタル化の一步目は踏み出しています。

民事訴訟手続では、ウェブ会議による争点整理手続・和解が実施されています。

また、裁判書類をオンラインで提出するためのシステム「mints(ミンツ)」を開発し、一部の裁判所で利用を始めています。



Point 02

「mints」は何ができるの？

電子ファイルをシステムにアップロードするだけで、準備書面や書証の写しといった書類を裁判所に提出することができます。また、当事者は、インターネット環境があれば、時間や場所を問わず、アップロードされた裁判書類を確認することができます。

利用できる裁判所を順次拡大しているところです。



「mints」は、裁判所ウェブサイトで紹介しているよ。

※1 争点整理手続・・・判断に必要な事実関係について当事者間に争いがある場合に、争点や証拠の整理を行うための非公開の手続

※2 口頭弁論・・・当事者が主張を述べたり、証拠を調べたりするための公開の手続

令和5年～
(2023年)

令和7年度～
(2025年)

フェーズ2

ウェブ会議による和解・口頭弁論(※2)が可能に!

公開の法廷でもウェブ会議が利用可能になり、裁判所に行かなくても手続に参加できるようになります。



法廷で新しい裁判のかたちを目にする日も遠くない!?

フェーズ3

訴状のオンライン提出 訴訟記録の電子データ化 オンライン閲覧 が可能に!

インターネット環境さえあればどこからでも、裁判所に訴えを提起できます。また、当事者は、電子データ化された訴訟記録を閲覧することもできるようになります。



Point 03

裁判所のウェブ会議はどうやって始まったの?

ウェブ会議を利用した争点整理手続は、令和2年2月、一部の裁判所で運用が開始されました。その後、徐々に実施庁が拡大し、令和4年11月には、支部も含めた全国の地方裁判所、高等裁判所で、ウェブ会議が活用されるようになりました。



いつから、どの裁判所で始まったかは、こちらから確認できるよ。

Point 04

デジタル化は民事訴訟だけなの?

令和5年5月現在、23の家庭裁判所本庁で、家事調停におけるウェブ会議が行われています。令和5年度中には、これを全国の家庭裁判所本庁に拡大することを目指して準備を進めています。

家庭裁判所キャラクター
かーくん



家事調停については、こちらを見てね。

裁判所は、**より良い司法サービスの提供**を目指して、今後も裁判手続のデジタル化への取組を進めていきます!

デジタル化への取組は Web で随時更新中!

裁判所

検索



法曹三者共催イベント「法曹という仕事」

～ 主に高校生に向け、法律家の役割や仕事のやりがいをお伝えしました ～



令和4年8月16日、最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会の共催イベント「法曹という仕事」をオンライン開催し、高校生を中心に、中学生、大学生を含む約200人にご参加いただきました。

★ 開催結果の詳細は、裁判所ウェブサイトに掲載。
【第1部 講話】・【第2部 昔話法廷】は、YouTubeにアップしています！



令和4年度「法曹という仕事」

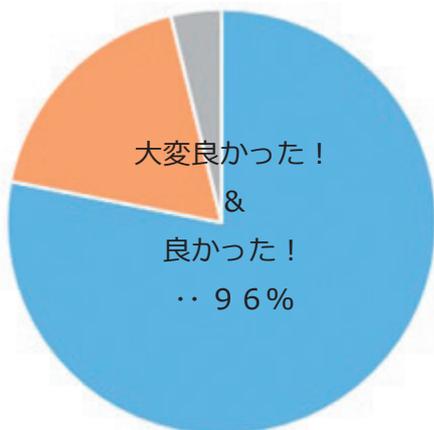
共催：最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会

※ 複製禁止

© 2022 最高裁判所

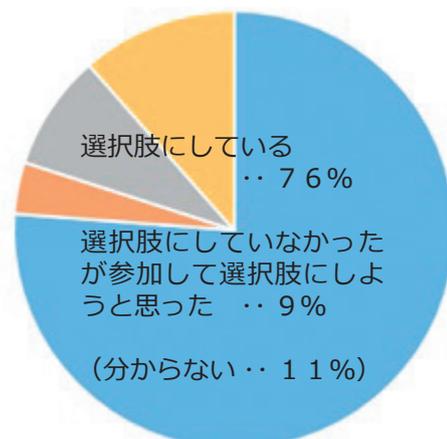
参加者アンケート・参加者の感想

企画全体について



- 自分の将来を決めるきっかけになりました。また、様々なやりがいを感じることでできる職種であるのだと改めて感じました。
- 現役の裁判官の方、検察官の方、弁護士の方がドラマの中のそれぞれの態度を評価していたのが面白かったです。
- 具体的なエピソードをたくさん聞くことができ、とても勉強になりました。
- 裁判官、書記官を含め、必ずしも法学部を卒業する必要はないことを知り、驚きました。

法曹という進路について



次回・第4回「法曹という仕事」は
令和5年8月に開催予定です。

企画の詳細は、裁判所・法務省・日弁連の各ウェブサイトでご告知します。

第1部 三浦守最高裁判事の講話



- 裁判官として様々な問題に取り組み、何よりも一人一人の正当な権利を守ることができ、社会のために貴重な仕事ができるというのは、大変やりがいのある仕事です。
- 自分の将来の進路や仕事を選ぶというのは、大変難しいことですが、その中でも自分が何のために仕事をしたいのかは、一つの大切な視点だと思っています。
- 若い皆さんが仕事に関心を持って、私たち法曹の世界に加わっていただけるとすれば、そんなうれしいことはありません。

第2部 共同企画「昔話法廷」

NHK Eテレ「昔話法廷」の「舌切りすずめ」を題材とした刑事裁判動画を再生し、「証人尋問」、「被告人質問」、「最終弁論」など、場面に応じて、法曹三者がそれぞれの立場から副音声的に解説しました。

「裁判の争点は何か」・「証人尋問、被告人質問の狙い」・「裁判官の訴訟指揮」など、法曹三者が白熱した掛け合いをしました。ぜひ、YouTube 動画をご覧ください。

以下は、参加者と法曹三者の質疑応答の一部です。

Q 実際の法廷でもよく異議が出るのですか？

A 【検察官】事案によりますが、不当な質問にはすぐに異議を出せるよう緊張感を持って臨んでいます。

【弁護人】異議を出す目的は、不当又は違法な質問を止めることと、尋問の流れを変えること。私は結構異議を出す方かもしれません。

【裁判官】当事者が適切に異議を出すことで、証人に記憶のとおり話してもらえるということは、裁判官が事実認定をする上で大事なことと思います。

Q おばあさんがすずめの舌を切ったことは、(すずめが被告人である本件で) 考慮されないのですか？

A 刑事裁判は、起訴状に書かれた事実について判断するので、すずめが舌を切られたエピソードは一旦片隅に置きます。有罪と判断する場合に、量刑を決める場面で、すずめにもかわいそうな部分があるかどうかという観点から考えることはあり得ます。



第3部 個別企画

「裁判官」「検察官」「弁護士」が3つのオンラインブースに分かれ、「仕事の魅力」や「働きやすい職場環境」などをPRしました。参加者は各ブースを自由に回り、視聴しました。個別企画では、法曹とともに仕事をする「裁判所書記官」・「検察事務官」も登場。裁判所ブースでは、裁判官と裁判所書記官で「○×クイズ」などを通じ本音を語り合い、裁判所のチームワークをアピールしました。

川野書記官

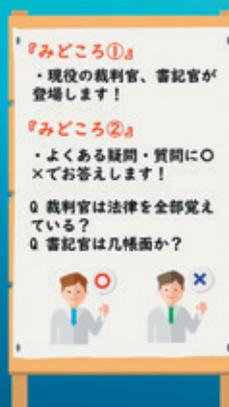
川村裁判官



菱川裁判官

布施木主任書記官

「裁判所チーム」紹介



15:00 『裁判所の仕事と日常』
① 裁判所でどんな人がどんなことを考えて働いている？
② ドラマで見るイメージとのギャップ？

15:20 『裁判所の仕事の「やりがい」と「これから」』
① 裁判所の仕事は責任重大…でも面白い！
② 裁判所の将来についてどう考えている？

15:40 『裁判官や裁判所職員になるために・・・』
① こんな人と一緒に働きたい！
② 皆さんへのアドバイス

国際知財司法シンポジウム2022

令和4年10月27日及び28日に、「国際知財司法シンポジウム2022～日米欧における知的財産紛争解決～」が弁護士会館講堂クレオにて開催されました。

今年度は、海外の知財分野の専門家をパネリストとして会場に迎え、その他の出席者についても、会場への参集とオンライン参加を組み合わせた形で実施しました。会場に参集しての開催は3年ぶりで、2日間で約250人が会場で、約750人がオンラインで参加しました。

本シンポジウムは、国境を越えた経済活動が益々活発となり、知財紛争も国際化する中、各国間の知財司法制度についての情報交換と相互理解に資する重要な機会として好評を得てきました。知的財産権に関わる多くの方々にとって、国際的な知財司法制度の現状を知る場となっています。



開会挨拶を行う林最高裁判事



パネルディスカッションの様子

6回目となる今回のシンポジウムでは、欧米の著名な裁判官や審判官を招いて、日米欧における知財紛争解決に関する最新の議論と課題について、活発な意見交換が行われました。

裁判所パートである1日目には、「複数主体による特許権侵害」を題材とした模擬裁判を行った後、「複数主体による特許権侵害の国際比較」及び「民事紛争解決手続の多様化とその課題」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

特許庁パートである2日目には、「審判の最新動向」及び「特許権に対する無効・異議制度の実情」に関する講演の後、「仮想事例に基づく訂正要件判断の国際比較」をテーマとするパネルディスカッションが行われました。

3年ぶりの参集型での開催で、熱のこもった充実した議論が行われ、各国の知財司法制度や審判制度の相互理解を深める有益な場となりました。



本シンポジウムのアーカイブ
動画はYouTube上で公開中！



講演資料等（裁判所パート）はこちら
（知的財産高等裁判所ウェブサイト）から
確認できます。



鳴く鹿たわむれる南都、「奈良」 ～奈良県内の裁判所～

「710 素敵平城京」。皆さん、一度は耳にしたことのある語呂ではないでしょうか。「風と緑」をコンセプトとした奈良地方・家庭・簡易裁判所の合同庁舎は、そんなかつての都の一角に位置しています。鹿の鳴き声や、世界遺産に登録されている興福寺の鐘の音が聞こえてくる、歴史ロマンに満ちあふれたロケーションです。

奈良県内には他に、2つの地家裁支部（葛城、五條）と2つの独立簡裁（宇陀、吉野。吉野は家裁出張所併設）が設置されています。



奈良地方・家庭・簡易裁判所



葛城支部・葛城簡易裁判所



五條支部・五條簡易裁判所



宇陀簡易裁判所



吉野出張所・吉野簡易裁判所

令和4年5月憲法週間行事 ～調停制度をテーマに～

令和4年10月に発足100周年を迎えた調停制度。実際の調停の雰囲気を感じられるよう、参加者には裁判所職員が作成した模擬調停の動画を見ていただきました。その後、調停制度を深く理解してもらうために、裁判官や裁判所書記官から調停制度の説明をしました！（オンライン実施）



模擬調停（民事調停）動画より

※ 調停では、専門的知識や経験を持つ人など、事件内容等に応じて最も適任と思われる調停委員を指定しています。

今後も様々な広報行事を実施していきます。

とりわけ、奈良地方・家庭裁判所から遠方にお住まいの方々を対象にオンラインを活用した行事や、小学生から大学生の皆さんを対象に裁判員裁判制度の説明などを盛り込んだ行事を実施していきます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております！

令和4年8月夏休み小学生行事 ～オンラインイベント・法廷見学～

夏休みの時期に、奈良県内の小学生を対象として実施している毎年恒例の行事です。令和4年は、オンラインイベントと法廷見学の2本立て。オンラインイベントでは、裁判手続などに関する多くの質問がされ、裁判官から回答しました。法廷見学では、裁判官が着る法服を身にまとして記念撮影。どちらも活気に満ちた内容でした。



オンラインイベントの様子



イベント参加証をわたす様子

広報行事の詳細は奈良地方・家庭裁判所のウェブサイトにて随時掲載していきます。ぜひ一度訪れてみてください！

奈良地方・家庭裁判所の広報活動のページ →



各地の裁判所の取組

裁判所は、各地で様々な広報活動を行っています。

高校生や大学生を対象にした裁判員裁判に関する企画、令和4年に発足100周年を迎えた調停制度を案内するイベントのほか、YouTubeによる動画配信を行っている裁判所もあります。



山口

大学生が法曹三者と模擬裁判員裁判を体験

裁判員役を体験するのは大学1・2年生。本物の裁判官・検察官・弁護士を交えた模擬裁判に参加しました。



大阪

YouTubeチャンネル開設! (大阪家庭裁判所)

裁判所をもっと身近に。広報行事の告知など、分かりやすくまとめた案内動画を配信しています。



宮崎

ショッピングセンター内でパネル展を開催

調停制度について分かりやすく案内したパネル展を開催。地元のテレビ番組でも紹介されました。



徳島

評議ウォーミングアップ!

裁判員裁判の模擬評議に先立ち、「2泊3日旅行。行くとしたらどこ?」という身近なテーマで、高校生・大学生の皆さんが評議のウォーミングアップをしました。



新潟

県立高校等の先生を対象に裁判員裁判講義を実施

裁判員裁判制度について学生に教える先生方を通じて、裁判所と学生の皆さんをつなぐイベントになりました。



旭川

「裁判員裁判に参加するまで」をつづった物語

最高裁判所からの手紙を受け取った大学1年生の旭さん。裁判員として裁判に参加するまでの日々を物語を通して体験できます。



名古屋

裁判官が皆さんの学校に出張します

裁判官が、皆さんの高校、大学、専門学校などに出向いて、裁判員裁判等に関する講義を行います！（オンライン講義も可）



福島

裁判劇を演劇部が熱演！

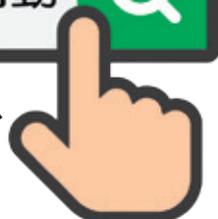
模擬裁判では高校演劇部の皆さんが被告人役等を熱演。その後の模擬評議も、裁判官を交えて活発に行われました。



〇〇裁判所 広報活動



各地の裁判所の広報活動は、「〇〇裁判所 広報活動」で検索できます。





外国の国民の司法参加制度

諸外国では、どのように国民が司法に参加しているのでしょうか？
さいニャンが紹介するニャ！



国民の司法参加について、外国ではどのような制度になっているのかな。



外国で、国民が裁判に参加する制度を取り入れている国はたくさんあるよ。
国民が裁判にどのように関与するかは国によって違うけれど、おおむね陪審制と参審制に分けることができるんだ。



陪審制ってなあに？



陪審制は、犯罪が行われたかどうかなどの事実の認定は国民から選ばれる陪審員のみが行い、その事実がどのような犯罪に当たるかやどのような刑罰がふさわしいかの判断は、法律の専門家である裁判官が行う制度だよ。
陪審制の起源となる制度は13世紀にイギリスで始まったと言われていて、長い年月をかけて、次第に現在の制度に近づいてきたんだ。
イギリスのほか、アメリカやオーストラリアなどでも採用されているよ。



へえ。参審制っていうのとは、何が違うんだろう？



参審制は、陪審制と違い、国民から選ばれる参審員が裁判官と一緒にあって、事実の認定だけでなくどのような刑罰がふさわしいかなどについても判断を行う制度だよ。ドイツ、フランス、イタリアなど、参審制を採用している国も多いよ。
イギリスで始まった陪審制はヨーロッパ大陸諸国にも導入され、その後参審制に姿を変えて定着したと言われてているんだ。



日本以外のアジアの国々はどう？



アジア諸国にも、国民の司法参加の制度が導入されている国はあるよ。例えば、韓国では国民参与裁判制度と呼ばれる独自の制度が2008年に導入され、刑事事件の審理に国民が参加しているけれど、最終的な判断は裁判官が行うことになっているんだ。



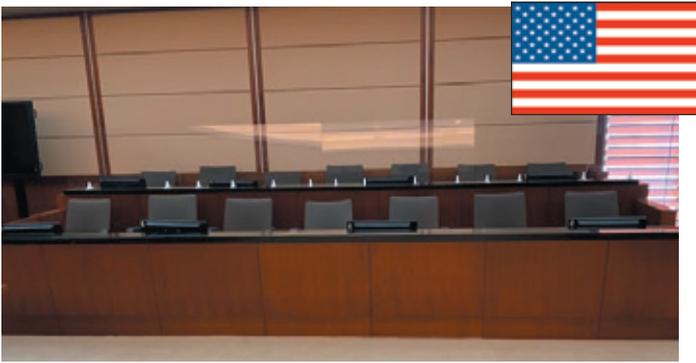
国によって、様々な制度があるんだね。
海外の裁判所の法廷ってどんな感じなんだろう？



次のページでは、諸外国の裁判所の陪審・参審裁判用法廷や評議室の写真を紹介しているよ。国によって法廷の雰囲気も違って面白いね。
オーストラリアのヴィクトリア州郡裁判所のウェブサイトでは、裁判所のバーチャルツアーをすることもできるよ！

※ ヴィクトリア州郡裁判所の写真はバーチャルツアーの画面です。

URL: <https://www.countycourt.vic.gov.au/learn-about-court/educational-resources/virtual-tour>



アメリカの連邦地方裁判所 (United States District Court) の法廷。写真は陪審員席。



アメリカの連邦地方裁判所 (United States District Court) の法廷。中央奥が裁判官席、裁判官席の左側が証人席、手前は廷吏席、書記官席。



アメリカのオハイオ州 (ハミルトン地区) 第一審裁判所 (Hamilton County Court of Common Pleas) の陪審裁判用法廷。右側に見えるのが陪審員席。



ドイツのミュンスター地方裁判所 (Landgericht Münster) の法廷。左側の座席に裁判官と参審員が座る。



韓国のソウル中央地方法院の刑事法廷。中央奥が裁判官席、左側奥に見えるのが陪審員席。手前は被告人・弁護人席。



イギリスのロンドンにある中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) 内の法廷。右側の緑色の椅子が陪審員席の第一目。「古い城壁」という意味の "Old Bailey" の通称で知られている。



ヴィクトリア州郡裁判所 (County Court of Victoria) の法廷。中央右側奥に見えるのが陪審員席。



ヴィクトリア州郡裁判所の評議室 (Jury room)。陪審員が評議・評決を行う部屋。



裁判員制度

司法の窓（第88号）

2023年（令和5年）5月発行

最高裁判所

東京都千代田区隼町4番2号

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/>

写真、イラスト、特別企画記事及び記名記事以外の転載は自由です。